

## 田川市美しいまちづくり広域清掃美化事業補助金交付要綱

(趣旨等)

第1条 この告示は、市民と行政が協働して美しいまちづくりを推進するため、市民活動団体が市内で自主的に実施する広域清掃美化活動に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、田川市補助金交付規則（平成9年規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 この補助金の交付の対象となる市民活動団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する団体とする。

(1) 田川市市民活動団体登録要綱（平成28年告示第192号）第4条第1項の規定により登録されている団体

(2) 規約、会則等の目的や活動内容に広域で清掃することが明記されている団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助金の交付の対象としないものとする。

(1) 福岡県から認証を受けているNPO法人以外の法人格を有する団体（認可地縁団体を除く。）

(2) 特定の宗教のための活動又はそれに反対する活動を目的とする団体

(3) 特定の政党について支持又は反対する活動を目的とする団体

(4) 特定の公職の候補者又は公職にある者に対し、支持又は反対する活動を目的とする団体

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体

(6) その他市長が適当でないと認める団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる広域清掃美化活動は、次に掲げる要件の全てに該当する事業とする。

(1) 市民活動団体が自主的に実施する事業であること。

(2) 市内で実施されること。

(3) 事業実施における安全性について十分な配慮がなされていること。

- (4) 事業を実施する体制を有し、かつ、確実な遂行が見込まれること。
- (5) 実施計画及び収支計画が明確であること。
- (6) 当該年度内に完了すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 自助的な清掃美化活動と認められるもの
- (2) 国若しくは地方公共団体又はそれらの外郭団体から清掃美化の補助等を受けているもの
- (3) 法令等に違反すると認められるもの
- (4) 公序良俗に反すると認められるもの
- (5) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に直接要するものであって別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は対象としないものとする。

- (1) 補助対象団体の構成員の親睦に要する経費
- (2) 補助対象団体の経常的な運営に係る経費
- (3) 支払ったこと又は清掃美化活動に使用したことが明確に確認できない経費
- (4) その他市長が社会通念上適正でないと認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第2に定める額を上限とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の制限)

第6条 補助金の交付は、当該年度につき1団体1事業とする。

(対象事業の公募)

第7条 この告示に基づく対象事業の募集方法は、公募により行うものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする市民団体は、田川市美しいまちづくり広域清掃美化事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業提案書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体概要調書（様式第4号）
- (4) 団体の規約、会則等
- (5) その他市長が必要と認める書類  
（交付の決定等）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、補助金の交付の適否及び補助金の額について審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、田川市美しいまちづくり広域清掃美化事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

3 市長は、審査の結果、補助金の交付を行わないと決定したときは、田川市美しいまちづくり広域清掃美化事業補助金不交付決定通知書（様式第5号の2）により申請者にその旨を通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた市民活動団体（以下「補助事業団体」という。）は、事業内容を中止しようとする場合又は別表第3に掲げる重要な変更をしようとする場合は、遅滞なく田川市美しいまちづくり広域清掃美化事業補助金変更等申請書（様式第6号。以下「申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更の内容にかかわらず、補助金の増額は、認めないものとする。

2 補助事業団体は、申請書を提出するときは、第8条に規定する関係書類のうち変更の内容が確認できるものを添付しなければならない。

3 市長は、申請書が提出されたときは、その内容を審査し、承認の可否について田川市美しいまちづくり広域清掃美化事業補助金変更等承認通知書（様式第7号）又は田川市美しいまちづくり広域清掃美化事業補助金変更等不承認通知書（様式第7号の2）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の承認に際して必要な条件を付すことができる。

（実績報告）

第11条 補助事業団体は、補助対象事業が完了したときは、事業完了後1月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに田川市美しいまちづくり広域清掃美化事業補

助金補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 事業自己評価表（様式第11号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付額を確定し、田川市美しいまちづくり広域清掃美化事業補助金確定通知書（様式第12号）により補助事業団体に通知するものとする。

（補助金の交付の時期）

第13条 補助金は、当該事業の完了後に交付するものとする。ただし、補助対象事業の円滑な遂行のために完了前に交付することが適当と市長が認める場合は、補助金交付決定額の概算払を行うことができる。

（補助金の請求）

第14条 補助事業団体は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、田川市美しいまちづくり広域清掃美化事業補助金補助金交付（概算）請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条ただし書の規定による概算払を行った場合で、精算時に過払が生じたときは、過払した額を返還させる。

（補助金の取消し及び返還）

第15条 市長は、補助事業団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その団体に対し補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

- (1) 虚偽の申請又は報告をしたとき。
- (2) 補助金の交付を決定した事業の全部又は一部を実施しなかったとき。
- (3) 補助金を交付決定した事業以外のものに使用したとき。
- (4) その他この告示の規定に違反したとき。

（助言及び指導）

第16条 市長は、必要と認めるときは、補助事業団体に対し、助言及び指導を行うもの

とする。

(補助事業の公表)

第17条 市長は、補助事業完了後、補助事業団体の名称、代表者の氏名、補助事業の内容及び補助金の交付額、写真等を市の広報紙、ホームページその他適切な方法により公表することができる。

(関係書類の整理等)

第18条 補助事業団体は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、補助金の交付を受けた会計年度終了後5年間保管しなければならない。

(事務の処理)

第19条 この告示に関する事務は、市民生活部安全安心まちづくり課が行うものとする。

(委任)

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条の規定にかかわらず、田川市さわやかまちづくり提案事業補助金交付要綱（平成24年告示第13号）により備品購入費に係る補助金の交付を受けたことのある団体がこの告示により備品購入費の補助を受けようとする場合は、その交付を受けた年度から5年を経過するまでは、第5条の規定による備品購入費の補助の上限からその交付を受けた備品購入費に係る補助金の額を差し引いた額を、補助の上限とする。

附 則

この告示は、平成29年5月1日から施行し、改正後の田川市美しいまちづくり広域清掃美化事業補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月30日告示第84号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第57号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）補助の項目及び内容

項 目	内 容
1 消耗品費	(1) 事務用消耗品（用紙及び封筒等） (2) 清掃美化活動消耗品（軍手、草刈鎌、草刈機替刃、イベント用ごみ箱作成に係る消耗品等）
2 食糧費	飲料（参加者の水分補給用）
3 燃料費	草刈機又はそれに類する機器に使用する燃料
4 修繕料	備品の修繕
5 通信費	開催案内、お礼状等に係る切手、はがき等 ※ 別表第2に掲げる広域1及び広域2に該当する活動については補助しない。
6 備品購入費	草刈機又はそれに類する機器（購入単価が10,000円以上のものに限る。） ※ 別表第2に掲げる活動C及び活動Dに該当する活動については補助しない。

別表第2（第5条関係）補助の上限

活動程度 活動範囲	活動A：参加延べ人数 60人以上かつ年間実施回数12回以上	活動B：参加延べ人数 120人以上かつ年間実施回数8回以上	活動C：参加延べ人数500人以上かつ年間実施回数4回以上	活動D：参加延べ人数1,500人以上かつ年間実施回数3回以上
広域1	備品購入費100,000円 備品購入費及び通信費以外50,000円	備品購入費100,000円 備品購入費及び通信費以外50,000円		
広域2	備品購入費100,000円 備品購入費及び通信費以外80,000円	備品購入費100,000円 備品購入費及び通信費以外80,000円		
広域3	備品購入費150,000円 備品購入費以外100,000円	備品購入費150,000円 備品購入費以外100,000円	備品購入費以外150,000円	備品購入費以外400,000円
広域4	備品購入費150,000円 備品購入費以外150,000円	備品購入費150,000円 備品購入費以外150,000円	備品購入費以外200,000円	備品購入費以外500,000円

※活動程度の参加延べ人数において、乗用カート草刈機1台は5人相当で計算する。

備考

- 1 活動範囲は、次の表の左欄に応じ、右欄の基準を満たすものとする。

基準 活動 範囲	公益性が認められる活動の範囲
広域 1	市道延長1キロメートル以上又は市道延長の1メートルを1平方メートルに換算したものと備考2に掲げる区域の合計が1,000平方メートル以上
広域 2	市道延長2キロメートル以上又は市道延長の1メートルを1平方メートルに換算したものと備考2に掲げる区域の合計が2,000平方メートル以上
広域 3	市道延長3キロメートル以上又は市道延長の1メートルを1平方メートルに換算したものと備考2に掲げる区域の合計が3,000平方メートル以上
広域 4	市道延長5キロメートル以上又は市道延長の1メートルを1平方メートルに換算したものと備考2に掲げる区域の合計が5,000平方メートル以上

- 2 公益性があると認められる区域は、次に掲げるものとする。
- (1) 市有地
  - (2) 国土交通省に登録された「田川地区かわまちづくり」に係る区域
  - (3) 国土交通省が管轄する「水辺の楽校プロジェクト」に登録された「中元寺川水辺公園」に係る区域
  - (4) その他市長が特に公共性があると認める区域
- 3 備品購入費の補助を受けた団体は、その補助を受けた年度から5年を経過しなければ、次の補助の対象とはしない。
- 4 別表第1に掲げる補助の項目のうち、消耗品費（事務用消耗品に限る。）、食糧費及び通信費については、それぞれ補助の上限額の10パーセントを限度とする。
- 5 天候等により参加者が減少し、実参加人数が別表第2補助の上限に定める参加延べ人数に達しないときは、参加延べ人数の8割以上の実参加者があった場合のみ補助対象とし、当該補助の上限額は、補助の上限額に別表第2補助の上限に定める参加延べ人数に対する実参加人数の割合を乗じた額とする。

別表第3（第10条関係）

区 分	変 更 内 容
経費の配分	補助対象経費の総額の20パーセントを超える配分の変更
経費の減額	別表第2備考5により補助の上限を減額する場合
事業内容	(1) 補助対象団体の名称変更 (2) 活動程度又は活動範囲の変更 (3) その他重要な事項の変更



様式第1号（第8条関係）

年 月 日

田 川 市 長 殿

住 所

団体名

代表者名

年度田川市美しいまちづくり広域清掃美化事業補助金交付申請書

田川市美しいまちづくり広域清掃美化事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事 業 名

2 交 付 申 請 額 \_\_\_\_\_ 円

3 関 係 書 類

- (1) 事業提案書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体概要調書（様式第4号）
- (4) 団体の規約、会則等
- (5) その他市長が必要と認める書類

（表）

事業提案書

1 事業名	
2 事業目的	<p>【この事業のねらい及びPRポイント】</p> <p>※田川市の美しいまちづくりにどのようにつながるかを中心に記載してください。</p> <p>【活動範囲と活動程度】自己申告してください。</p> <p>活動範囲（広域1・広域2・広域3・広域4）</p> <p>活動程度（活動A・活動B・活動C・活動D）</p>
3 事業実施期間	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p>
4 主な実施場所	<p>※活動場所を示した地図を添付してください。</p>
5 事業内容	<p>【具体的な事業内容】</p> <p>【実施体制】</p> <p>【安全配慮事項】</p>



収 支 予 算 書

1 収 入

（単位：円）

項 目	金額	説明
合計		

2 支 出

（単位：円）

項 目	金額	説明
消耗品費（事務用品）		
消耗品費（清掃美化用品）		
食糧費		
燃料費		
役務費		
備品購入費		
小計		
補助対象外経費		
合計		

※ この収支予算書は、団体の全ての予算ではなく、申請する事業に係る予算のみを記載してください。



(裏)

構 成 員 名 簿

No	ふりがな 氏 名	性別	住 所	生年月日 (年齢)
		男	〒 ー	T/S/H
		女		. . ( )
		男	〒 ー	T/S/H
		女		. . ( )
		男	〒 ー	T/S/H
		女		. . ( )
		男	〒 ー	T/S/H
		女		. . ( )
		男	〒 ー	T/S/H
		女		. . ( )
		男	〒 ー	T/S/H
		女		. . ( )
		男	〒 ー	T/S/H
		女		. . ( )
		男	〒 ー	T/S/H
		女		. . ( )

※ 構成員名簿には、役員及び活動に関わる18歳以上の構成員を記入してください。

※ 様式第4号裏面の記載事項を満たす場合は、既存の会員名簿等を提出しても構いません。

※ 収集した名簿の個人情報については、田川市美しいまちづくり広域清掃美化事業補助金交付要綱第2条第2項の規定に基づく照会確認に使用します。

様式第5号（第9条関係）

田 第 号  
年 月 日

殿

田 川 市 長

田川市美しいまちづくり広域清掃美化事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 事 業 名

2 交 付 決 定 額

3 その他（条件等）

様式第5号の2（第9条関係）

田 第 号  
年 月 日

殿

田 川 市 長

田川市美しいまちづくり広域清掃美化事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けの申請については、不交付と決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 事 業 名

2 不 交 付 理 由



年 月 日

田 川 市 長 殿

住 所

団体名

代表者名

田川市美しいまちづくり広域清掃美化事業変更等申請書

年 月 日付で交付決定を受けた事業について、内容を変更（中止）したいので、下記のとおり申請します。

記

1 事 業 名

2 変 更 の 内 容

3 変 更 ・ 中 止 の 理 由

4 関 係 書 類

※ 以下の関係書類のうち、今回の変更に係る書類を添付のこと。ただし、中止の場合は、関係書類の添付は不要

- (1) 事業提案書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体概要調書（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第10条関係）

田 第 号

年 月 日

殿

田 川 市 長

田川市美しいまちづくり広域清掃美化事業変更等承認通知書

年 月 日付けの（変更・中止）の申請については、承認しましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 事 業 名
- 2 交付決定額の変更
- 3 その他（条件等）

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

田 川 市 長 殿

住 所

団体名

代表者名

田川市美しいまちづくり広域清掃美化事業補助金実績報告書

年 月 日付で交付決定を受けた事業について、事業が完了したため、関係書類を添えて報告します。

記

1 事 業 名

2 関 係 書 類

- (1) 事業報告書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 事業自己評価表（様式第11号）
- (4) その他市長が必要と認める書類



様式第10号（第11条関係）

（表）

収 支 決 算 書

1 収 入

（単位：円）

項 目	予算額	決算額	説明
合計			

2 支 出

（単位：円）

項 目	予算額	決算額	説明
消耗品費（事務用品）			
消耗品費（清掃美化用品）			
食糧費			
燃料費			
役務費			
備品購入費			
小計			
補助対象外経費			
合計			



様式第11号（第11条関係）

事業自己評価表

<p>1 事業の目的は達成できたか（成果も踏まえ記載）</p>	<p>できた ・ できなかった</p> <hr/> <p>○その理由</p>
<p>2 事業は申請どおり実施できたか</p>	<p>できた ・ できなかった</p> <hr/> <p>○その理由</p>
<p>3 予算額と決算額との差はどうか</p>	<p>ほぼ同じ ・ 大きな差があった</p> <hr/> <p>○その理由</p>
<p>4 事業の効果はあったか</p>	<p>あった ・ なかった</p> <hr/> <p>○その理由</p>
<p>5 今後の課題について</p>	
<p>6 当該補助金事業に対する意見</p>	

様式第12号（第12条関係）

田 第 号  
年 月 日

殿

田 川 市 長

田川市美しいまちづくり広域清掃美化事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで報告のあった実績報告書を審査の結果、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 事 業 名

2 補助金の確定額

3 特 記 事 項



年 月 日

田 川 市 長 殿

住 所

団体名

代表者名

印

田川市美しいまちづくり広域清掃美化事業補助金交付（概算）請求書

年 月 日付け交付決定通知  
（ 年 月 日付け確定決定通知） を受けました事業について、次のとおり

請求します。

- 1 交 付 決 定 額  
（ 確 定 額 ）
- 2 既 請 求 額
- 3 今 回 請 求 額
- 4 残 額
- 5 補助金振込口座

金 融 機 関 名	銀 行				本 店				
	信 用 金 庫				支 店				
	農 業 協 同 組 合				支 所				
普 通	口座番号	No.							
口座名義人（カナ）									
口座名義人（漢字）									